

社債型種類株式に関するQ&A



TOKYU CORPORATION

東急株式会社

質問	回答
<p>1. 今回、定款変更を行う目的は何か</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当社の更なる成長・企業価値の最大化を図るうえでは、継続的な投資による当社沿線エリア価値の向上が不可欠であり、財務戦略においても、適切なバランスシートのコントロールを前提としつつ、投資を着実に推進する堅固な財務基盤の維持と、多様な資金調達余力の確保が重要であると考えています。 ■ このような背景のもと、普通株主の皆様への利益を可能な限り損なうことなく、資本効率に配慮しながら自己資本を拡充可能な「社債型種類株式」を新たな資金調達の選択肢として確保すべく、株主総会に定款変更を付議することを決定しました。
<p>2. 財務戦略上、社債型種類株式に期待する役割及び資本構成上の位置付けは</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社債型種類株式を活用することにより、普通株式に係るROEやEPSへの影響を抑制^(※1)しつつ、財務の健全性を維持することが可能になることから、バランスシートの最適化の観点からも有用な調達手法であると考えています。 ■ また、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型であり、その資本コストは発行時に決定される配当年率相当分に限定されるため、普通株式に係る株主資本コストよりも低く^(※2)、普通株主の皆様への利益に配慮した資金調達手法と考えています。
<p>3. 社債型種類株式の特徴は何か</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会社法上の株式でありながら、株式と社債の中間的性格を有するハイブリッドな商品性という特徴を有します。 ■ 普通株主の皆様への配慮として、社債型種類株式には議決権や普通株式への転換権がなく、「社債」としての側面を有した商品性を想定しています。 ■ 社債型種類株式の配当や残余財産の分配順位は普通株式に優先し、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型です。 ■ また今後、発行を検討する際には東京証券取引所プライム市場への上場申請を予定しており、幅広い投資家へ投資機会を提供することを企図しています。
<p>4. ハイブリッド社債との相違点及び類似点について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社債型種類株式の発行により、会計上の資本を拡充することができる点が一般的なハイブリッド社債と異なります。 ■ また、社債型種類株式は東京証券取引所プライム市場への上場を通じて幅広い投資家に検討いただける商品です。（NISA対象） ■ 一方、ハイブリッド社債と同様、格付会社より発行額の50%に対して格付上の資本性の認定を受けられる商品性を見込んでいます。

※1 普通株式に係るROEやEPSを計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より社債型種類株式に係る部分（払込金額及び優先配当金）を控除して計算することを想定した場合となります。

※2 2026年5月12日提出の第1回社債型種類株式に係る発行登録書に記載している5%以下の想定配当年率の範囲内で発行が実現した場合の、発行から概ね5年間の資本コストについての想定となります。

質問	回答
<p>5. 普通株主にデメリットが生じないか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 議決権や普通株式への転換権がないため、普通株主の議決権の希薄化が生じません。 ■ 発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型であり、優先配当金以外の配当に対する参加権は普通株主のみが有します。 ■ 普通株式による公募増資に比べて、普通株式に係るROEやEPS等への影響に配慮^(※1)した調達手法です。
<p>6. 社債型種類株式の発行が普通株式の配当方針に影響を与えないか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型であり、優先配当金以外の配当に対する参加権は普通株主のみが有します。 ■ 当社は普通株式の利益配分に際して、安定配当を継続するとともに、総還元性向も意識した株主還元を基本的な考えとしており、第1回社債型種類株式の発行を行ったとしても、現時点において開示している普通株式の配当方針に影響を与えることは想定していません。
<p>7. 買収防衛策として利用されないか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社債型種類株式は、議決権や普通株式への転換権がないため、買収防衛策に活用できる性質ではなく、当社においてそのような想定もありません。 ■ 社債型種類株主の種類株主総会における決議事項も、会社法に定めるものより限定しており、社債型種類株式を無償割当等で普通株主に割り当てることも想定していません。
<p>8. どのような発行形態を想定しているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国内における一般公募を通じ、個人投資家をはじめとする幅広い投資家にご投資いただくことを想定しています。 ■ また、東急線沿線にお住まいの住民の皆様や普通株主である皆様にもご購入いただけることを想定しています。
<p>9. 複数回号を設定しているが、具体的な発行はどのように考えているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後、資本拡充や調達の需要の発生に伴い、機動的な発行を実現することを目的に、授權枠を確保しています。 ■ 社債型種類株式の具体的な発行は現時点で未定となりますが、今後、他の資金調達手段とも比較検討し、発行する場合には、それぞれの回号につき、変更後の定款において定める最大1,500万株の中で決定します。

※1 普通株式に係るROEやEPSを計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より社債型種類株式に係る部分（払込金額及び優先配当金）を控除して計算することを想定した場合となります。

質問	回答
10. 第1回社債型種類株式の発行時期と発行金額の予定は	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第1回社債型種類株式の具体的な発行時期については未定ですが、2026年6月26日に開催する定時株主総会において今回の定款変更に係る議案の承認が得られ、第1回社債型種類株式の発行が最善の調達手段と判断した場合には、市場環境にもよるものの、第1回社債型種類株式の発行を最大1,000億円の規模で行う可能性があります。
11. 第1回社債型種類株式の固定配当の配当年率レンジ5%以下の考え方は	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現時点の市場環境等を前提として、資本と負債の中間の位置付けの商品性を踏まえつつ、他の社債型種類株式及び類似する特徴を有したハイブリッド社債等の市場価格等を総合的に勘案し、設定しています。 ■ なお、固定配当年率を含む具体的な配当年率については、発行決議の後に、ブックビルディング方式と同様の方式により配当年率に係る仮条件を提示し、投資家の需要状況を勘案した上で決定する予定です。
12. 東京証券取引所への上場を検討する理由は	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幅広い投資家に投資いただく上で、東京証券取引所への上場によって認知度を高めるとともに、売買の機会を提供することが重要と考えたためです。
13. 第1回社債型種類株式はどこで購入できるのか	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現時点で具体的な発行時期は未定ですが、第1回社債型種類株式が発行されたあかつきには、各引受証券会社を通じた一般募集による販売が行われる想定です。 ■ 本日、当社が提出した発行登録書では野村證券が引受証券会社として記載されておりますが、その他の引受証券会社の有無を含めた詳細は発行決議時に決定します。
14. 5年後に、第1回社債型種類株式を現金対価で取得（コール）する予定なのか	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当社が社債型種類株式を現金対価で取得（コール）するかは、その時点の事業・財務状況や市場環境等を総合的に勘案して判断します。 ■ なお当社は、ハイブリッド社債等の市場慣習を踏まえ、多くの投資家が（当社による取得（コール）が可能となる）発行後5年後から配当年率がステップアップするタイミングまでの間に、第1回社債型種類株式が現金対価で取得（コール）されることを期待していることは十分に認識・理解しています。

- この資料は当社の社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
- また、この資料は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。